

生活福祉資金の特例貸付に関する大型連休期間中の相談窓口について

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等により収入が減少した世帯に対する特例貸付（緊急小口資金及び総合支援資金）の相談窓口について大型連休期間中の日程などをご案内します。

なお、生活福祉資金特例貸付以外のご相談については対応できかねますのでご了承ください。

日時

令和3年5月1日（土） 13：00～15：00 ※電話相談のみ

令和3年5月3日（月） 9：00～16：30 ※窓口相談
（電話受付 8：30～15：00）

※窓口相談は電話予約制（当日受付可）となります。事前に電話にてご予約のうえお越しく下さい。なお、状況によりお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

場所

福祉健康センター（笠松町長池408-1）

問い合わせ先

笠松町社会福祉協議会

電話：058-387-5332

厚生労働省 <個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

電話：0120-46-1999（フリーダイヤル）

受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

特例貸付の具体的な内容は[こちら（岐阜県社会福祉協議会）](#)をご覧ください。
ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。